

公益財団法人全日本柔道連盟 障害補償・見舞金制度規程

(目的)

第1条 公益財団法人全日本柔道連盟（以下、本連盟という。）は、柔道競技活動において障害等を負った登録個人会員に対し、相互扶助精神に基づく見舞金を支給することを目的として「障害補償・見舞金制度」（以下、本制度という。）を設置し、この規程はその運用にあたり必要な事項を定める。

(加入義務)

第2条 本連盟登録制度に基づく個人会員登録をする者は、本制度に加入し、本制度加入費を納入しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、学校顧問特例資格者の区分で登録した者は本制度の加入対象とはならない。

(加入費)

第3条 本制度の加入費は500円とする。

(適用範囲)

第4条 本制度は、個人会員登録を完了した者に適用し、適用期間は以下のとおりとする。

(1) 前年度3月中に登録を完了した場合
適用期間は、3月31日午後4時から当年度末の3月31日午後4時まで

(2) 4月1日以降、年度途中に登録を完了した場合
適用期間は登録完了時から当年度末の3月31日午後4時までとする。

2. 第5条に規定する事故が発生した時点において、次の各号に該当する者は、会員登録見込み者として本制度を適用し、適用期間は以下のとおりとする。

(1) 当年度の会員登録が完了していないものの、登録システムにおいて当年度の会員登録を申請し、承認待ちまたは承認済で未納の者。
適用期間は申請時から当年度末の3月31日午後4時までとする。

(2) 当年度の会員登録が完了していないものの、本連盟の登録団体会員に対する所属加入の意思表示が確認できる者、あるいは所属加入していることが明らかに確認できる者（入部届等、書面により提出日が明確に確認できることを必須とする）
適用期間は書面提出時から当年度末の3月31日午後4時までとする。

3. 本連盟の登録団体にて継続的に柔道競技活動、または体験入部等をしていたとしても、前項各号を充足していない場合は、本制度を適用しない。

(見舞金を支給する場合)

第4条 本連盟は、個人会員が柔道競技活動中に次の各号のいずれかに該当した場合に見舞金を支給する。

(1) 日射もしくは熱射、または急激かつ偶然な外来の事故によってその身体

に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合。(細菌性食物中毒は除く。)

(2) 突然で予期されなかった病気によって 24 時間以内に死亡した場合(突然死)。

(3) 身体に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害(身体に残された、将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となつた障害が治癒した後のもの。以下同様。)が生じた場合。

2. 前項でいう柔道競技活動中とは、次の各号のいずれかに該当するものを指す。

(1) 柔道の大会中の競技および競技のための事前練習中

(2) 学校、道場およびこれらに類する施設を使用して行う練習中(当該練習には練習の一環として施設外での活動(公道でのトレーニングなど)も含む。ただし、自主トレーニング中は除く。)

(3) 昇段試験、審査会のための競技および競技のための事前練習中。

(4) 前各号の指導中。

(見舞金を支給しない場合)

第 6 条 本連盟は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故の場合には、見舞金を支給しない。

(1) 個人会員本人の故意(ただし、犯罪者の急迫不正の侵害に対して、防衛行為を行った場合を除く。)

(2) 個人会員本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(ただし、犯罪者の急迫不正の侵害に対して、防衛行為を行った場合を除く。)

(3) 地震、噴火またはこれらによる津波による事故

(4) 戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロによる類似の事変または暴動を含む。)

(5) 核燃料物質(使用済み燃料を含む。以下同様。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(6) 前 3 号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(他の補償制度等との関係)

第 7 条 本制度による見舞金は、他の補償制度等により支給される見舞金や保険金と無関係に支給するものとする。

(支給額及び支給手続き等)

第 8 条 本制度における見舞金の支給額及び請求に必要な手続き等は、別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1. 本規程は、従前の柔道競技に関する活動に関する見舞金支給規程を2023年6月9日に改正し、2023年度の制度から適用する。
2. 本規程は、2023年12月8日に一部改正し、2024年度の制度から適用する。